

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表
 ○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行				
(北朝鮮特定貨物) 第一条 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一号イ及びロの政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、国際連合安全保障理事会決議第二千八百七十七号、同理事会決議第二千九十四号、同理事会決議第二千二百七十号、同理事会決議第二千三百二十一号、同理事会決議第二千三百七十一号及び同理事会決議第二千三百七十五号とする。 2 法第二条第一号イの政令で定める物資は、別表（二）の項を除く。）に掲げるものとする。 3 法第二条第一号ロの政令で定める物資は、別表（一）の項を除く。）に掲げるものとする。 第二条（第五条（略）） 別表（第一条関係） <table border="1" data-bbox="202 241 456 1064"> <tr> <td>一</td><td>北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び第一条第一項に規定する同理事会決議（同理事会決議第二千二百七十号八及び二十七の規定を除く。）により北朝鮮への輸出の禁止が決定</td></tr> </table>	一	北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び第一条第一項に規定する同理事会決議（同理事会決議第二千二百七十号八及び二十七の規定を除く。）により北朝鮮への輸出の禁止が決定	(北朝鮮特定貨物) 第一条 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一号イ及びロの政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、国際連合安全保障理事会決議第二千八百七十七号、同理事会決議第二千九十四号、同理事会決議第二千二百七十号及び同理事会決議第二千三百二十一号とする。 2 法第二条第一号イの政令で定める物資は、別表（八）の項を除く。）に掲げるものとする。 3 法第二条第一号ロの政令で定める物資は、別表（六）の項及び七の項を除く。）に掲げるものとする。 第二条（第五条（略）） 別表（第一条関係） <table border="1" data-bbox="202 1153 456 1989"> <tr> <td>一</td><td>核関連の物資であつて次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの (一) 核燃料物質若しくは核原料物質又はこれらの製造若しくは使用に係る技術の内容とする情報 報が記載され、若しくは記録された文書、図画</td></tr> </table>	一	核関連の物資であつて次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの (一) 核燃料物質若しくは核原料物質又はこれらの製造若しくは使用に係る技術の内容とする情報 報が記載され、若しくは記録された文書、図画
一	北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び第一条第一項に規定する同理事会決議（同理事会決議第二千二百七十号八及び二十七の規定を除く。）により北朝鮮への輸出の禁止が決定				
一	核関連の物資であつて次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの (一) 核燃料物質若しくは核原料物質又はこれらの製造若しくは使用に係る技術の内容とする情報 報が記載され、若しくは記録された文書、図画				

された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器
関連の物資、武器その他の物資として外務大臣、財
務大臣及び国土交通大臣が告示するもの

若しくは記録媒体

(二) 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装
置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進の
ための装置

(三) 重水素又は重水素化合物

(四) 人造黒鉛

(五) 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原
料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置
又はその部分品若しくは制御装置

(六) リチウムの同位元素の分離用の装置又は核
燃料物質の成型加工用の装置

(七) ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の
分離用の装置若しくはその附属装置又はこれら
の部分品

(八) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器
又はその部分品

(九) ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多
孔質金属

(十) 重水素若しくは重水素化合物の製造に用い
られる装置又はその部分品若しくは附属装

(十一) 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化
ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン、四塩化
ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルト
ニウム、過酸化プルトニウム、三ふつ化プルト
ニウム、四ふつ化プルトニウム若しくは金属プ
ルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装

置又はこれらの部分品	
(十二)	ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品
(十三)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの1 数値制御を行うことができる工作機械2 測定装置（工作機械であつて、測定装置として用いられるものを含む。）
(十四)	誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置
(十五)	アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置
(十六)	ロボットであつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置
1	防爆構造のもの
2	放射線による影響を防止するように設計したもの
(十七)	振動試験装置又はその部分品
(十八)	ガス遠心分離機のローターに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの
1	アルミニウム合金
2	炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を用いた成型品

(二十七)	ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくは若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
(二十八)	ふっ素製造用の電解槽
(二十九)	ガス遠心分離機のローターの製造若しくは組立てに用いられる装置又はその部分
(三十)	遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）
(三十一)	フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置
(三十二)	ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器（（七）に掲げるものを除く。）
(三十三)	核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源
(三十四)	六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁
(三十五)	ソレノイドコイル形の超電導電磁
(三十六)	ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ（（七）に掲げるものを除く。）
(三十七)	電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
(三十八)	電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置

(三十九)	発射体を用いる衝撃試験機
(四十)	機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部
	分品
(四十一)	流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器
(四十二)	核兵器の起爆又はその試験に用いられる物資であつて、次に掲げるもの
1	三個以上の電極を有する冷陰極管
2	トリガー火花間隙
3	高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品
4	パルス用コンデンサー
5	パルス発生器
6	キセノンせん光ランプの発光装置
7	雷管若しくは多点点火装置又はこれらの作動装置
8	高性能爆薬又はその混合物
(四十三)	陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管
(四十四)	トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置
(四十五)	放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター
(四十六)	放射線を遮蔽するように設計した窓又

	二
	北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第七百七十四号及び第一条第一項に規定する同理事会決議（同理事会決議第二千二百七十号八及び二十七の規定を除く。）により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資として外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示するもの
はその窓枠 （四十七） 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ （四十八） トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物 （四十九） トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置 （五十） 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒 （五十一） ヘリウム三 （五十二） ふっ素系潤滑剤 （五十三） 磁性合金 （五十四） レーザー溶接機 （五十五） プラズマ切断機	二 （一） 軍用の化学製剤若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの原料となる物質であつて、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの （二） 軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの（一の項に掲げるものを除く。） 1 反応器 2 貯蔵容器

(削除)	

三	
(一) 軍用の細菌製剤又はその原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット若しくは遺伝子であつて、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの (二) 軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であつて次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 6 防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置	3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品 4 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品 5 充填用の機械 6 かくはん機又はその部分品 7 弁又はその部分品 8 多重管 9 ポンプ又はその部分品 10 焼却装置 11 空気中の物質を検知する装置又は検出器

	(削除)

	四
8 細菌製剤散布用に設計した噴霧器 9 微生物又は毒素をマイクロカプセル状に加工するための装置	ミサイル関連の物資であつて次に掲げるもののうち、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの(五)、(七)、(十四)、(十六)、(二十六)、(三十一)から(三十九)まで及び(四十七)に掲げる物資にあつては、一の項に掲げるものを除く。) (一) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下この項において同じ。)若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (二) 無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (三) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置、推力の方向を制御する装置若しくは弾頭若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 (四) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モーターケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくは検査装置若しくはこれらの部分品

(十五) 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置	(十六) ロケット又は無人航空機に用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの	1 複合材料又はその成型品	2 人造黒鉛	3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉	4 マルエーディング鋼	5 特殊鋼であつて、抑制赤煙硝酸又は硝酸に耐食性を有するもの	(十七) ロケット若しくは無人航空機に用いられる装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品	1 加速度計	2 ジャイロスコープ	3 1又は2に掲げる物資を用いた装置	4 航法装置	5 磁気方位センサー	(十八) ロケット若しくは無人航空機に用いられる飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置	(十九) アビオニクス装置又はその部分品
--	---	----------------------	---------------	---	--------------------	---------------------------------------	--	---------------	-------------------	---------------------------	---------------	-------------------	--	-----------------------------

(二十)	ロケット又は無人航空機に用いられる熱電池
(二十一)	航空機又は船舶に用いられる重力計又は重力勾配計
(二十二)	ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置
(二十三)	ロケット又は無人航空機に用いられる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置
(二十四)	ロケットに用いられる電子計算機
(二十五)	ロケット又は無人航空機に用いられるアナログデジタル変換器
(二十六)	振動試験装置若しくはその部分品、ロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いられる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置又は風洞の部分品
(二十七)	ロケット設計用の電子計算機
(二十八)	音波（超音波を含む。）、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置
(二十九)	ロケット又は無人航空機に用いられる集積回路、探知装置又はレードーム
(三十)	パイロ弁
(三十一)	リング形磁石
(三十二)	磁性合金

(三十三)	周波数変換器
(三十四)	アルミニウム合金
(三十五)	炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維又は炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグ
(三十六)	レーザー溶接機
(三十七)	数値制御を行うことができる工作機械
(三十八)	プラズマ切断機
(三十九)	金属水素化物
(四十)	高分子化合物
(四十一)	ミサイル防衛に係る対抗措置サブシステム及び侵入支援装置
(四十二)	金属マンガンのろう付けはく
(四十三)	水圧加工装置
(四十四)	熱処理炉
(四十五)	摩擦かくはん接合装置
(四十六)	ロケット又は無人航空機の空気力学分析及び熱力学分析のためのモデルに関連する技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体
(四十七)	高速度の撮影が可能なカメラ又はこれを用いた装置（二の項及び三の項並びにこの項（一）から（四）まで、（十七）、（十八）及び（二十六）に掲げるものを除く。）
(四十八)	六以上の車軸を有するトラックのシャシ

	(削除)

	五
次に掲げる武器その他の物資であつて、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの (一) 銃砲若しくはその他の装置であつて爆発物を発射し、若しくは投下するもの(二十一)において「銃砲等」という。)若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (二) 銃砲弾又はその部分品 (三) 爆弾、魚雷、ロケット弾、ミサイルその他の爆発物(銃砲弾を除く。)若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (四) (三)に掲げる物資若しくは簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のための装置若しくはその附属品若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体(一)に掲げるものを除く。) (五) 軍用に設計した射撃統制装置若しくはその機能を妨げるための装置若しくはこれらの試験調整装置又はこれらの附属品若しくは部分品 (六) 軍用車両又はその部分品 (七) 催涙剤若しくはくしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又は軍用の放射性製剤 (八) 軍用の化学製剤、軍用の細菌製剤若しくは(七)に掲げる物資の散布、探知、識別若しくは	

は防護のための装置又はその部分品（三の項に掲げるものを除く。）	
（九） 軍用の化学製剤、軍用の細菌製剤若しくは軍用の放射性製剤の浄化のための装置若しくはその部分品又は当該浄化のために特に配合した化学物質の混合物	（十） 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
（十一） 火薬若しくは爆薬又はこれらの主成分、添加剤、安定剤若しくは前駆物質となる物質（一の項及び四の項に掲げるものを除く。）	（十二） 軍用燃料
（十三） 粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、四の項に掲げるものを除く。）	（十四） 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品
（十五） 防潜網又は魚雷防御網	（十六） 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品
（十七） 衛星航法システム妨害装置又はその部分品	（十八） 高速運動エネルギー兵器（銃砲を除く）

(十九)	若しくはその発射体又はこれらの部分品 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣 又はこれらの部分品
(二十)	軍事訓練若しくは軍事作戦シミュレーシ ョンのために設計した装置又はその附属品若し くは部分品
(二十一)	銃砲等の使用の訓練のために設計した シミュレーター又はその附属品若しくは部分品 (二十)に掲げるものを除く。
(二十二)	画像の撮影、記録、処理、解析若しく は加工のための装置若しくはその機能を妨げる ための装置若しくはこれらの附属品若しくは部 分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係 る技術を内容とする情報が記載され、若しくは 記録された文書、図画若しくは記録媒体(一の 項及び四の項に掲げるものを除く。)
(二十三)	指向性エネルギー兵器若しくはその探 知、識別若しくは防護のための装置又はこれら の部分品
(二十四)	(一)から(四)まで、(六)、(十 四)から(十六)まで、(十八)又は(二十 三)に掲げる物資に係る鍛造品、鑄造品その他 の半製品
(二十五)	極低温冷却装置若しくは超電導電気機 器又はこれらの附属品若しくは部分品
(二十六)	次に掲げる装置又はこれらの部分品

(一)の項に掲げるものを除く。)	
1	自給式潜水用具
2	軍用に設計した土木機械
3	ロボット又はその制御装置
4	軍用に設計した移動式修理設備、野外発電機又はコンテナ
5	軍用に設計した橋又は浮橋
6	軍用に設計した燃料電池
(二十七)	一の項(二)若しくは(四十二)8、二の項(一)、三の項(一)若しくはこの項(一)から(二十六)までに掲げる物資の製造装置若しくは試験装置若しくはその製造装置又はこれらの部分品(二の項から四の項までに掲げるものを除く。)
(二十八)	軍用に設計した電子機器若しくはその部分品又はこれらの製造装置若しくは試験装置若しくはその製造装置若しくはこれらの部分品(一の項から四の項まで並びにこの項(一)から(九)まで及び(十四)から(二十七)までに掲げるものを除く。)
(二十九)	放電加工機用人造黒鉛(一の項及び四の項に掲げるものを除く。)
(三十)	アラミド繊維又はアラミド繊維を用いたファイラメント若しくはテープ状のもの(一の項に掲げるものを除く。)
(三十一)	金属若しくは炭素をマトリックスとす

る複合材料若しくはラミネートされたもの、炭素繊維若しくは無機繊維又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

(三十二) 電波の吸収材若しくは導電性高分子の材料又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（四の項に掲げるものを除く。）

(三十三) セラミックスの複合材料又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

(三十四) 合金、その粉末又は合金材料の製造装置

(三十五) チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具

(三十六) 数値制御を行うことができる工作機械又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（一の項及び四の項に掲げるものを除く。）

(三十七) 歯車製造用の工作機械若しくはその部品、附属品若しくは制御装置又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする

情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（一の項及びこの項（三十六）に掲げるものを除く。）

（三十八） 原子周波数標準器又はその設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

（三十九） 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、記録された文書、図画若しくは記録媒体（（二十八）に掲げるものを除く。）

（四十） 音波を利用した水中探知装置又はその設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（（十四）に掲げるものを除く。）

（四十一） 光検出器若しくはこれを用いた装置若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

（四十二） レーダー若しくはその部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文

(削除)	

六	書、図画若しくは記録媒体（四の項に掲げるものを除く。） (四十三) 航法装置若しくはアビオニクス装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（四の項に掲げるものを除く。） (四十四) 潜水艇又はその制御装置（十四）に掲げるものを除く。） (四十五) 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置 (四十六) 四の項（四）若しくはこの項（二十六）、（四十四）若しくは（四十五）に掲げる物資に係る技術又はこれらの物資の部分品、試験装置、検査装置若しくは製造装置に係る技術その他関連技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体 次に掲げる物資（十六）から（二十四）まで及び（二十六）から（二十八）までに掲げる物資にあつては、五の項に掲げるものを除く。） (一) 牛の肉（冷凍したものに限る。） (二) 魚のフィレ（冷凍したものであって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。） (三) キャビア又は魚卵から調製したキャビア代
---	--

用物	
(四)	アルコール飲料
(五)	製造たばこ又は製造たばこ代用品
(六)	香水類又はオーデコロン類
(七)	美容用、メーキャップ用若しくは皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）又はマニキュア用若しくはペディキュア用の調製品
(八)	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
(九)	ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
(十)	財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）
(十一)	衣類又は衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
(十二)	毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品又は人造毛皮製品
(十三)	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（十三の二）
	つづれ織物（外務省令・財務

省令・国土交通省令で定めるものに限る。）
(十三の三) 磁器製の食卓用品（外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）
(十四) ガラス製品（鉛ガラス製のものであって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）
(十五) 天然若しくは養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム又はルテニウムをいう。以下同じ。）若しくは特定金属を張つた金属又はこれらの製品
(十六) 携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）
(十七) マイクロホン若しくはそのスタンド、拡声器、ヘッドホン若しくはイヤホン、マイクrohホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器又は電気式音響増幅装置
(十八) 音声再生機、録音機若しくはビデオの記録用若しくは再生用の機器又はこれらの部分品若しくは附属品
(十九) 録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。）
(二十) ビデオカメラレコーダー又はデジタルカ

メラ	(二十一)	ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。）
	(二十二)	テレビジョン受像機器（カラーのものであつて、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）又はビデオモニター（カラーのものに限る。）若しくはビデオプロジェクター
	(二十三)	乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）
	(二十四)	モーターサイクル（モペットを含む。）又は補助原動機付きの自転車
	(二十五)	ヨットその他の娯楽用若しくはスポーツ用の船舶又はカヌー
	(二十六)	写真機（一眼レフレックスのものに限る。）
	(二十七)	映画用の撮影機又は映写機
	(二十八)	投影機、写真引伸機又は写真縮小機（映画用のものを除く。）
	(二十九)	映写用又は投影用のスクリーン
	(三十)	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含む。）
	(三十一)	楽器又はその部分品若しくは附属品
	(三十一の二)	運動用具並びにその部分品及び附

(削除)	(削除)	

八	七	
次に掲げる物資であつて、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの (一) 石炭 (二) 鉄鋼 (三) 鉄鉱 (精鉱を含む。) (四) 金 (五) チタン鉱 (精鉱を含む。) (六) バナジウム鉱 (精鉱を含む。) (七) 希土類金属、スカンジウム及びイットリウム (これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。)、これらの無機又は有機の化合物及びこれらの混合物の無機又は有機	属品 (外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。) (三十二) 万年筆 (三十三) 美術品、収集品又は骨とう 次に掲げる物資であつて、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの (一) 航空機用燃料 (ケロシン系のロケット用燃料を含み、五の項に掲げるものを除く。) (二) ヘリコプター (五の項に掲げるものを除く。) (三) 船舶 (五の項及び六の項に掲げるものを除く。)	

	三
	法第二条第一号イに掲げる物資にあつては一の項に掲げるもののほか、同号ロに掲げる物資にあつては二の項に掲げるもののほか、次のいずれかに資するおそれがある物資であつて、<u>国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号八又は二十七の規定により我が国が決定する物資として外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの</u> (一) 北朝鮮の核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 (二) <u>国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第八百七十四号、同理事会決議第二千八百七十七号、同理事会決議第二千九十四号及び同理事会決議第二千二百七十号により禁止された活動</u> (三) (二)に規定する国際連合安全保障理事会決議により国際連合加盟国に課された措置の回避
	九
<u>の化合物</u> <u>銅</u> <u>ニッケル</u> <u>銀</u> <u>亜鉛</u> <u>銅像その他の像</u>	法第二条第一号イに掲げる物資にあつては一の項から七の項までに掲げるもののほか、同号ロに掲げる物資にあつては一の項から五の項まで及び八の項に掲げるもののほか、次のいずれかに資するおそれがある物資であつて、<u>外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの</u> (一) 北朝鮮の核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 (二) <u>国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第八百七十四号及び第一条第一項に規定する同理事会決議により禁止された活動</u> (三) (二)に規定する国際連合安全保障理事会決議により国際連合加盟国に課された措置の回避

(四) 北朝鮮の軍隊の運用能力の向上
(五) 北朝鮮からの輸出であつて、北朝鮮以外の
国際連合加盟国の軍隊の運用能力を支援し、又
は強化するもの

(四) 北朝鮮の軍隊の運用能力の向上
(五) 北朝鮮からの輸出であつて、北朝鮮以外の
国際連合加盟国の軍隊の運用能力を支援し、又
は強化するもの